

公益法人等の寄附金募集

今回は、公益法人等の寄附金の募集及びその税務恩典、位置付けと募集方法について概説する。

(ポイント)

- 公益法人における寄附金
- 一般法人における寄附金
- 寄附金の募集方法

1. 公益法人における寄附金

公益法人への寄附の税制優遇は少しずつ拡大され、寄附が集めやすくなっている。民による公益として、民間での公益活動への資金還流を意図している中で、寄附金を財源とする法人には、寄附金制度の適正な運営は重要なものとなる。税制面においてはさらなる優遇拡大が望まれる。法人が行う寄附について、公益法人は特定公益増進法人となり、一定の優遇措置が受けられる。また、個人が行う寄附についても、所得税の所得控除または税額控除(税額控除対象法人)、個人住民税の税額控除、相続税の非課税措置、譲渡所得の非課税措置が設けられている。

2. 一般法人における寄附金

一般法人においては、公益法人のような寄附金税制の優遇はない。ただし、非営利型一般法人で一定の要件を満たす法人に対して、個人が財産(不動産、株式等)を寄附した場合には、譲渡所得等の非課税措置が受けられる場合がある。

3. 寄附金の募集方法

寄附者の属性(関連団体、公共団体、構成団体、構成員、一般人等)の区分に応じて、適切なアプローチが重要となる。たとえば、関連団体や構成団体に対しては個別に寄附対象の公益目的事業内容を説明・理解を得ることや寄附するメリットなどの強調も必要になるだろう。一般の方に広く募集をかける際には、機関誌頒布やHP、セミナー、イベント等を駆使し、公益目的事業の趣旨や内容を語りかけ、賛同を得なければならない。呼びかけ方法や期間、口数など様々な考慮や工夫を通して、寄附金の仕組みを構築しなければならないのである。対象公益目的事業内容、募集目的、税制優遇措置等の適切な開示も重要となる。

(裏面に続く)



公益法人等の寄附金募集

(寄附募集に関する禁止行為)

①	寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示し者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること
②	粗野もしくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること
③	寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること
④	前3号に掲げるもののほか、寄附の勧誘もしくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<消費税申告期限の延長>

2020年度税制改正において、法人税等と同様に消費税申告期限延長ができるようになる。現行では消費税の申告期限は決算期末日後2ヶ月以内であるが、これを法人税等と同様に1か月延長して決算期末日後3か月以内とするものである。現行消費税法が当該申告期限延長の対応を取っていないことによるもので、消費税は総会や評議員会で決算確定がされなくとも計算ができるとされていることや、消費税の預り金的な性格より申告等を早めにしてもらいたいなどの考え方によっていた。ただ、従来より法人税等の申告期限との不整合が実務家からよく言われていた。昨年10月に消費税率改定があり複数税率により消費税処理はより煩雑になっている中、実務的な配慮も必要になってきたのだろう。改正経緯には様々な事象があると思うが、実務的には法人税等との整合が取れるのは朗報と考えられる。なお、当該改正の適用時期は、2021年3月31日以後に終了する事業年度からとなっている。

朝日税理士法人 担当: 木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel: 03-3556-6000 Fax: 03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。